

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

初めに、人事評価制度について質問いたします。

本年4月施行の改正地方公務員法は自治体に人事評価の導入を義務づけています。評価方法や給与に反映するかどうかは自治体の判断に委ねています。当町では新年度より職員の処遇反映の基礎として活用する新たな人事評価制度を実施していくと施政方針で述べられましたが、給与に反映させていくということでしょうか。評価のあり方や給与への反映の仕様はどのような方法で行うのでしょうか、お伺いいたします。

国の人事評価と同様の能力評価及び目標管理型の業績評価を導入している自治体は2015年5月1日現在55%となっています。人事評価制度を導入するという公務員改革は2001年に閣議決定された公務員制度改革大綱に始まりました。これは1990年代に民間企業で急速に広がった成果主義賃金体系に追随し、新自由主義が席捲したイギリスなどの例も参考にしたものだと言われていいます。日本で最初に成果主義を導入したのは1993年の富士通であると言われていいますが、98年に成果主義を全社員に適用した直後から業績が悪化し、2002年には赤字が大幅に膨らみました。この失敗から成果主義批判が多く出されるようになり、導入企業は2001年の65%から2012年には40.5%にまで下落しました。

労働政策研究研修機構が2004年と2005年に実施した成果主義についての労働者意識調査では、自社の成果主義が成功しているかとの問いに「はい」と回答した人は、わずか11%でした。なぜ成功していないと考えるのか、これについての回答は、「成果の測定が困難な部署がある」80%、「評価者により評価のばらつきがある」74%、「部門間の業績の違いで個人評価に差が出る」52%など、評価の公平性や信頼性に問題があると指摘する声が圧倒的です。公務員改革のモデルとされたイギリスでは、評価基準を一貫させることが非常に困難である、全職員を対象とするためコストがかかり過ぎる、成果主義賃金が職員のやる気につながらず、むしろやる気を失わせたことなどを理由に、およそ10年前から廃止が始まっています。

人事評価制度については、本来住民福祉の向上を任務とする自治体労働者にはなじまないもの、結果的に一部の職員が評価されても大多数の職員がやる気を失ってしまうこと、全体としては賃金独占になるというマイナスの結果になることが危惧されますが、評価の公平性や客観性は

どのように担保されるのでしょうか、お聞かせください。

自治体職員の労働は各部署によってさまざまな働き方が求められ、数値などで評点をつけられるものではありません。これまでの人事評価においてどのような指標を用いたのか、またどのような成果があったのか、また課題や弊害はなかったのか、情報公開などの透明性はどのように確保されていたのかお示してください。人物評価が給与に反映されることは人間の価値までを賃金ではかることになり、人格を否定することにもなりかねません。給与への反映は厳に行わず、職員相互の信頼と団結で社会福祉の増進に鋭意働ける職場とすることが最も大切なことだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の人事評価制度は、人材育成の観点から業務遂行意欲の向上と組織の活性化を図るため平成22年度から試行してまいりました。その方法は職員の職務上の行動を能力、規律の評価尺度により評価する能力評価と目標管理制度を活用して難易度、達成度により評価する業績評価の2つの指標を用いて実施してきているところです。

評価については、被評価者の自己評価に基づき、上司である評価者が面接を行い、1次評価を決定し、その後2次評価、調整評価と複数による多面的な評価を実施するほか、評価者研修、被評価者研修の実施、評価結果等に関する苦情、相談等の申し出の実施により評価の公平性や客観性を確保するよう努めております。

特に評価者研修については、全ての職員の人事評価が適正に実施される必要があることから試行当初から毎年継続して実施し、評価技能の向上と評価基準の統一に努めてまいりました。また、被評価者についても研修を実施し、評価基準の理解などに努めてまいりましたところですが。

情報公開などの透明性については、評価される項目や基準をあらかじめ明示し、管理上支障がない部分については職員の請求に基づき、その評価結果を原則開示することにより担保してきております。

これまで実施してきた人事評価制度の成果についてですが、職員がみずからの強みや弱みを客だと考えます。特に給与とのリンクとなると評価の公平性をめぐって自治体職員間の分断が起こ観的に把握できることで自己啓発や自己研さんが促進され、結果として人材育成につながっているものと認識しております。

また、人事評価のメリットについては、組織としてのスキルアップが図られること、そして目

標、組織目標を具体的に把握することで業務の効率的な遂行を期待できること、職員個々の業務遂行に対する意欲向上や資質向上が図られることであると考えております。

このような中、議員ご指摘のとおり平成26年5月に地方公務員法が改正され、人事評価を給与その他の人事管理の基礎として活用するものとする、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないと規定されました。そのため、来年度より給与その他の人事管理の基礎に活用する人事評価制度を全国で実施することとなったところです。

町としては、これまで実施してきた人事評価制度を基本としながら地方公務員法の規定及び国からの通知も踏まえ、人事評価の結果を勤勉手当及び昇給、その他の人事管理に活用していくこととしております。その評価については、既の実施している能力評価と業績評価の2項目で行います。1つ目の能力評価は能力面と規律面で評価し、2つ目の業績評価は目標管理の最終評価に基づく総合評価点を判断基準とし、その総合評価点をもって5段階ある総合評価区分を決定、それを踏まえて勤勉手当の成績率及び昇給の号級数に活用することとしております。

なお、職員への人事評価制度の周知については、町職員労働組合と協議を行い、全職員を対象とした説明会を開催しております。

人事評価制度については、職員の人材育成、組織の活性化や職務遂行意欲の向上に寄与することにより、住民福祉の向上につながるものと考えており、人事評価結果を活用することで職員の人格を否定することにつながるものではありませんので、どうかご理解をお願いいたします。

いずれ民間の自主的な取り組みと違いまして法律に基づく取り組みですので、公平性や客観性、透明性にはもちろん留意しながら適切に運用してまいりますので、重ねてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 多くの場合、評価をすることによって公平な処遇、労働意欲の向上、そして能力開発に資する、こういうことだっということがずっと言われてきていますけれども、民間企業でもそうですけれども、人が人を評価して、それに基づいて処遇を決めるっていうことなので、とても危ういものだと思います。評価方法もですけれども、評価のあり方によってはいわれない差別につながることもなりかねません。また、労働意欲の減退につながってしまう、こういうことも危惧されます。こういうことのないように適切なやり方をしていくということだと、そういうふうにおっしゃったことだと思いますけれども、いずれこういう点はいろいろ気をつけてもこの人事評価という本質的なところっていいですか、そういうところでこういうことが起こり得ることだと考えます。いずれ職員が生き生きと働いて、そして質の高い住民サービスを

提供できる、こういう運用にすることが大事だと思います。

繰り返しになるかもしれませんが、そういう点でどういう対応をするのかということをも、もう一度お聞かせください。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問に対するお答えいたしますが、繰り返しになります。そうした議員の懸念を発生させないように万全の留意と注意を払って運用していくということでありますので、ご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 次に、国保税の引き下げについて質問いたします。新年度こそ、ぜひ高過ぎる国保税の引き下げを実現するよう求めるものです。

国が保険者支援として新年度も昨年度と同額1,664億円を支援するとしています。厚労省は被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果だとしています。アベノミクスの経済政策のもと、住民の暮らしは厳しくなる一方です。その中で国保税の重税感は大きく、支払いが国保加入者の家計を重く圧迫しています。払える国保税、そして安心してかかれる医療、これが住民の願いです。昨年度は保険者支援金の活用を前提とした保険税の引き下げが全国で広がりました。保険者支援を一般会計からの繰り入れ削減に使うのではなく、住民の願いに応え、高過ぎる国保税の引き下げに使い、新年度こそあらゆる財源を活用し、負担軽減を図るべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 国保税の引き下げについてですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立し、社会保障・税一体改革の中で保険者の財政支援として保険料軽減対象者枠である2割、5割、7割軽減などを拡充し、軽減分の財源を消費税に求め、保険基盤安定、財政安定化支援等の負担金として交付し、一般会計から特別会計へ繰り出すこととしているところです。

平成28年度においては、議員のご質問にもあったとおり国で1,700億円ほどを予算計上しており、町の当初予算においても増加分を5,000万円ほど見込み計上し、低所得等のために軽減する世帯の財源としてるところです。

さて、その財源を使って税率改正を行い、全体的に負担軽減すべきとのご質問ですが、ご承知

のとおり国民健康保険は他の医療保険制度と比較し、年齢構成が高く、加えて低所得の保険者が多いという構造的な問題を抱えております。そのため公費による財源手当てに加えて医療保険者間の財政調整、保険財政共同安定化事業などの実施により負担を均衡させる仕組みを取り入れるなど制度の安定化に努めてきているところです。

そうした制度のもと、町の国民健康保険特別会計においては、保険制度の根幹を認識しながらも財政基盤強化のために平成25年度から一般会計から制度外の一般財源繰り入れを行い、平成28年度においても4,000万円の繰り入れを行うこととしているところです。これは被保険者の負担増を回避しながら制度の安定性を図っていくため、やむを得ない対応として実施しているものです。こうした状況を踏まえ、議員ご提案の税率改正による負担軽減は大きな歳入構造あるいは歳出構造の変化がない限り現況においては難しいものと存じますので、ご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 再質問。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 国民健康保険法の第1条には、社会保障ということがうたわれております。こういう観点から、一般会計からの繰り入れをしていくことの必要性っていいですか、そういうことは私は大事だと思っております。そしてですね、今町長の一般会計からの繰り入れ、制度の安定性のためにやむを得ないものとしてやってきているってことでしたが、ぜひさらに越えて引き下げのために活用していただきたい。国はこれをもろろん不適切なようにいつてきておりますけれども、例えばですね、国民健康保険中央会が監修した運営協議会委員のための国民健康保険必携というのがありまして、2010年版にはこのように書いてあります。

“国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり共同して行ったりする面があるわけです。そこでもその部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険税や国庫負担のみで賄われることは負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では必要に応じて財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか”、こういうものがありました。こういうことからいっても負担軽減のために一般会計など利用するというのは、まあなかなか難しい、国の指導でも難しいとしますけれども、でも他の自治体ではやっているわけですので、決してできないことではないと思います。ぜひ今後検討していただきたいと思います。その点について、もう一度お願いします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

国保法の第1条に定める社会保障であるという文言については、国保会計において軽減世帯に対する軽減分を一般会計から繰り入れすることが制度化されております。その部分を指しているものだろうと理解します。

また、国保中央会が監修した必携についても、ただいま議員が読み上げましたが、よく文章を緻密に理解しますと、多分に国保法第1条で言っている社会保障について言及しているものと認識しますので、答弁の繰り返しになりますが、現段階において現況においては一般会計からの法定外繰り入れを増額し、その結果として国保税の税率を改正し、軽減するという事は難しいということをご理解をお願いします。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 最後に子どもの貧困対策について伺います。

家庭の経済状況の悪化でもたらされる子どもの貧困は年々深刻になっています。給食のない夏休みにやせる子どもがいるとか、経済的な理由で十分食事をとることができない子どもたちの状況などが報道されています。日本の子どもの6人に1人が貧困状態にあり、ひとり親世帯では5割を超えるという数値となっています。秋田県では新年度予算に支援体制を整備するための準備費用を盛り込みましたが、当町ではどのような状況なのか、当町における子どもの貧困の現状と対策についてお伺いいたします。経済的負担が大きくなっている子育て世帯への経済的支援を強める施策が求められていますが、就学援助制度の拡充について伺います。

義務教育の中でも中学入学時にかかる費用は大きく、就学援助の入学準備金だけでは補うことができません。中学校入学前に準備する学校指定の制服、体育着などの費用で男子は7万6,516円、女子では8万1,654円かかります。このほかにカバン、ヘルメット、上履きなどを購入すると10万円はかかります。それに対して中学の入学準備金は2万3,550円です。これではその半分も補うことができません。実情に見合うように拡充すべきではないでしょうか。

次に支給時期についてです。入学準備金の支給は当町では5月となっており、入学前の必要時に給付されず、実効のあるものとなっていません。金額の大きい入学準備金を立てかえるのは大変な負担です。制度を利用できる小学6年生には3月に活用できる仮認定制度を導入し、早期に支給すべきではないでしょうか。

最後に、2010年度から新たに支給項目に加わったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給について求めるものです。3項目全部ではありませんが、近隣の大仙市や横手市など実施自治体が広がっています。保護者の負担を減らし、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにする

ため制度拡充を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の子どもの貧困についての美郷町の現状についてであります。それを示すデータといしまして要保護・準要保護児童生徒の実態についてご説明いたします。全児童生徒数に占める要保護・準要保護児童生徒数の割合は、ここ5年間において美郷町では8.5%から10.5%の間で推移しております。平成25年度における秋田県全体の数値は12.95%、美郷町が9.6%と美郷町が3.35ポイント低くなっております。平成27年度においては、美郷町は8.5%となっており、前年度より1.4ポイント低くなっている状況です。

次に、美郷町教育委員会における子どもの貧困対策についてであります。これまで取り組んできたこととしましては、就学援助制度の実施や奨学資金の貸し付けに加え、福祉関係者と教育関係者により支援が必要な保護者等の情報を共有し、対応してきたところであります。

一方、国や県の動向についてであります。平成25年6月に成立しました子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき各都道府県は子どもの貧困対策を検討する場の設置や対策計画の策定が求められており、市町村においては国・県と連携しながら当該地域の状況に応じた施策を行うこととなっております。秋田県では子どもの貧困対策推進計画（仮称）は、本年3月末に成案となりますので、当町におきましても、その県の計画を参考にしながら今後の子どもの貧困対策を推進してまいりたいと考えております。

2点目の就学援助制度の拡充についてであります。町ではこれまで経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行ってきております。その認定につきましては、生活保護を受給されている家庭が要保護認定となり、それに準ずる準要保護につきましては生活保護認定基準の1.3倍以内の収入と認定された世帯の保護者を対象としております。援助の対象となっているのは学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学学用品費、修学旅行費、学校給食費、学校病治療用の医療費などです。

さて、就学援助の対象費目のうち新入学学用品費を拡充すべきというご質問についてであります。当町では国の指針で示している新入学学用品費の金額の最高額を適用しており、現状では他市町村の基準と比較しても同等でありますので、就学援助制度の趣旨から見ても適切な金額であると認識しております。次に新入学学用品費の交付時期についてであります。交付は例年5月上旬としております。これは基準となる前の年の収入の確認のため3月中旬の確定申告期限を

まっしてから4月以降の認定作業となりますので、事務処理上どうしても5月上旬の認定となってしまう。当町といたしましては、これは制度上やむを得ないことと認識しており、秋田県内のほかの市町村においても同様の対応で行っております。今後ともできるだけ早い時期の交付に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を援助対象とすることについてであります。これは国が平成22年度に生活保護の扶助対象としたことを受けて、その後各市町村において検討してきているところであります。今般、秋田県の全市町村の状況を確認しましたところ、クラブ活動費を援助対象としている市町村はありませんでした。児童会費、生徒会費を援助対象としているのは25市町村中6市であり、PTA会費を援助対象としているのは25市町村中3市でありました。このような実態を踏まえまして、当町におきましては国や県で推進しようとしている子どもの貧困対策にも考慮し、児童会費、生徒会費を優先させながらも児童会費、生徒会費とPTA会費を就学援助の対象とするかどうかを今後検討してまいります。

ご質問に対しては、以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 入学準備金のことですけれども、国の示している最高額ということでしたが、今質問でもお話ししましたけれども、実際にかかる費用と比べて大変な乖離があると思います。大変保護者の方々難儀しているわけですので、国の示している最高だとはいいながらも、余りに乖離にあると私は思いますけれども、その点はどのように教育長認識なさっているのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問についてであります。入学時の準備金として必要な項目として、最低限の文房具費あるいは運動靴等を見ての、つまり全ての子どもが必ず必要な費用ということで確認している部分が一つの基準として国のガイドラインで示している金額だと認識しております。

さらに、中学校に入学するときに、プラス部活動をするなどのための費用とか、あるいはその他の学校によって独自にこういう行事に取り組みをしているのでこういう費用がかかりますというプラスアルファの部分があると思います。それは学校によっていろいろ差が出てくるし、私立高校、私立の中学校なども全国にはあるわけですが、そういうところでは非常に多くの額を入学時に納めてもらって学級活動をするというケースもございます。その辺のところを精査してみないとその額がどのようなものなのかについては、こちらとしてもやはりそのまま美郷町の

実態ということにならないことではないかというふうに認識しております。その点で美郷町の実態については、再度こちらでも正確な把握には努めたいと思いますが、基本的な考え方はそのようになって金額が決まっていると捉えております。

○議長（高橋 猛君） 再々質問。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 先ほどお話しましたように、制服がありますよね、美郷中学校の男子の指定制服、ジャケットとスラックスですよね、夏と冬で、それだけでも4万7,520円するんですよね。そしてワイシャツとかも要りますよね。それからベストだとかセーターだとか、そういう決まったものを入れると大きい額になるわけです。これだけでも、もう制服だけで、この就学援助の基準額よりは、かなりもう差があると思います。全国的な、ここら辺にはないかもしれませんが、制服をなかなか用意できずに学校に行けなかったとか、そういうことの例も聞かれます。今子どもの貧困が全国的な問題化しているわけですので、そういうことのぜひないように今後検討していただきたいと思います。

1回しかだめなんですか。（「そうですね」の声あり）あと、だめなんですか。（「だめです」の声あり）

それとですね、支給時期のことですけれども、新潟市でことしから前年度に認定になっていた6年生については、3月に前倒して支給するというのを決定したそうです。それから以前から東京の板橋区では仮認定制度っていうのを設けて、やっぱり3月に、住民税確定する6月にならないとっていうことがずっとあったようですけれども、仮認定制度で早く支給しているということです。また、栃木県の日光市では入学資金貸付制度っていうのを導入して貸し付け開始日は1月下旬から3月上旬で貸し付け金額は小学校入学時は上限5万円、中学校入学時は上限10万円ということで就学援助に認定されれば就学援助費と貸付金が相殺されるようになっているという、こういうことを行っているところもあるそうです。ぜひ今後こういうことを検討して負担軽減を図っていただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁はいいですか。（「答弁いいです」の声あり）いいですか。（「済みません、お願いします」の声あり）

教育長、答弁をお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまのご指摘については、こちらもいろいろ研究し、調査をしながらですね、いろいろ勉強していきたいというふうに思います。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。